

浦安市成年後見人等の報酬の助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

浦安市長

浦安市規則第30号

浦安市成年後見人等の報酬の助成に関する規則の一部を改正する
規則

浦安市成年後見人等の報酬の助成に関する規則（平成21年規則第54号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、月額28,000円に助成対象期間の月数（当該期間において、1月に満たない日数の月があるときは、1月とみなす。）を乗じた額を上限額とする。

第3条第3号中「生活保護法の規定による保護の基準」を「生活保護法による保護の基準」に改め、同条第4号中「前3号」を「前4号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 前3号の規定にかかわらず、生活保護法による被保護者 報酬の額
第3条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前条第4項の規定により成年後見人等であった者に交付する助成金の額は、当該死亡した対象者に係る助成対象期間の末日の翌日におけるその者の預金等の額から葬儀代その他死亡後に必要となる経費を差し引いた額を、報酬の額から差し引いた額とする。

第4条各号列記以外の部分中「以内」の次に「（第2条第4項の規定により成年後見人等であった者が申請する場合にあっては6か月以内）」を加える。

別記第1号様式中

「

成年被後見人等	住 所	
	氏 名	
	電 話	()

」

を

「

成年被後見人等	住 所			
	氏 名		生 年 月 日	年 月 日 (歳)
	電 話	()		

」

に改める。

別記第4号様式中

「

浦安市成年後見人等報酬助成金交付決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

浦安市長

印

」

を

「

第 号
年 月 日

様

浦安市長

印

浦安市成年後見人等報酬助成金交付決定・却下通知書

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、施行日以後に家庭裁判所により決定された報酬付与の審判に係る報酬について適用し、施行日前に家庭裁判所により決定された報酬付与の審判に係る報酬については、なお従前の例による。

3 改正後の第4条の規定は、施行日前の日までに、報酬付与の審判がされた日の翌日から起算して2か月を経過するものは、適用しない。